

平成 29 年度租税滞納状況について

札幌国税局では、適正かつ公平な徴収を実現するため、期限内収納の確保に努めるとともに、滞納となったものについては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、滞納処分を実施するなどして確実な徴収に努めています。

(注) 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。

○ 平成 29 年度租税滞納状況

(単位：百万円)

	A 平成 28 年度末 滞納整理中 のものの額 (前期繰越額)	B 新規発生 滞納額	C 整理済額	D (A + B - C) 平成 29 年度末 滞納整理中 のものの額 (次期繰越額)
全税目	(88.3%) 22,380	(95.9%) 23,780	(90.5%) 25,121	(94.0%) 21,039
所得 税	9,348	4,699	5,391	8,656
内 源泉所得税	3,482	1,213	1,697	2,998
内 申告所得税	5,866	3,486	3,694	5,658
法 人 税	1,984	3,227	2,997	2,214
相 続 税	774	616	726	664
消 費 税	10,204	15,067	15,859	9,412
その他税目	70	171	148	93

- (注) 1 括弧内の数値は、対前年度比です。
2 地方消費税を除いています。
3 平成 30 年 4 月及び 5 月に督促状を発付した滞納のうち、その国税の所属年度（納税義務が成立した日の属する年度）が平成 29 年度所属となるものを含んでいます。
4 各々の計数で四捨五入をしているため、合計が一致しない場合があります。

滞納整理中のものの額（滞納残高）

滞納の未然防止及び整理促進に努めた結果、平成 29 年度末における滞納整理中のものの額は、210 億 39 百万円となりました。

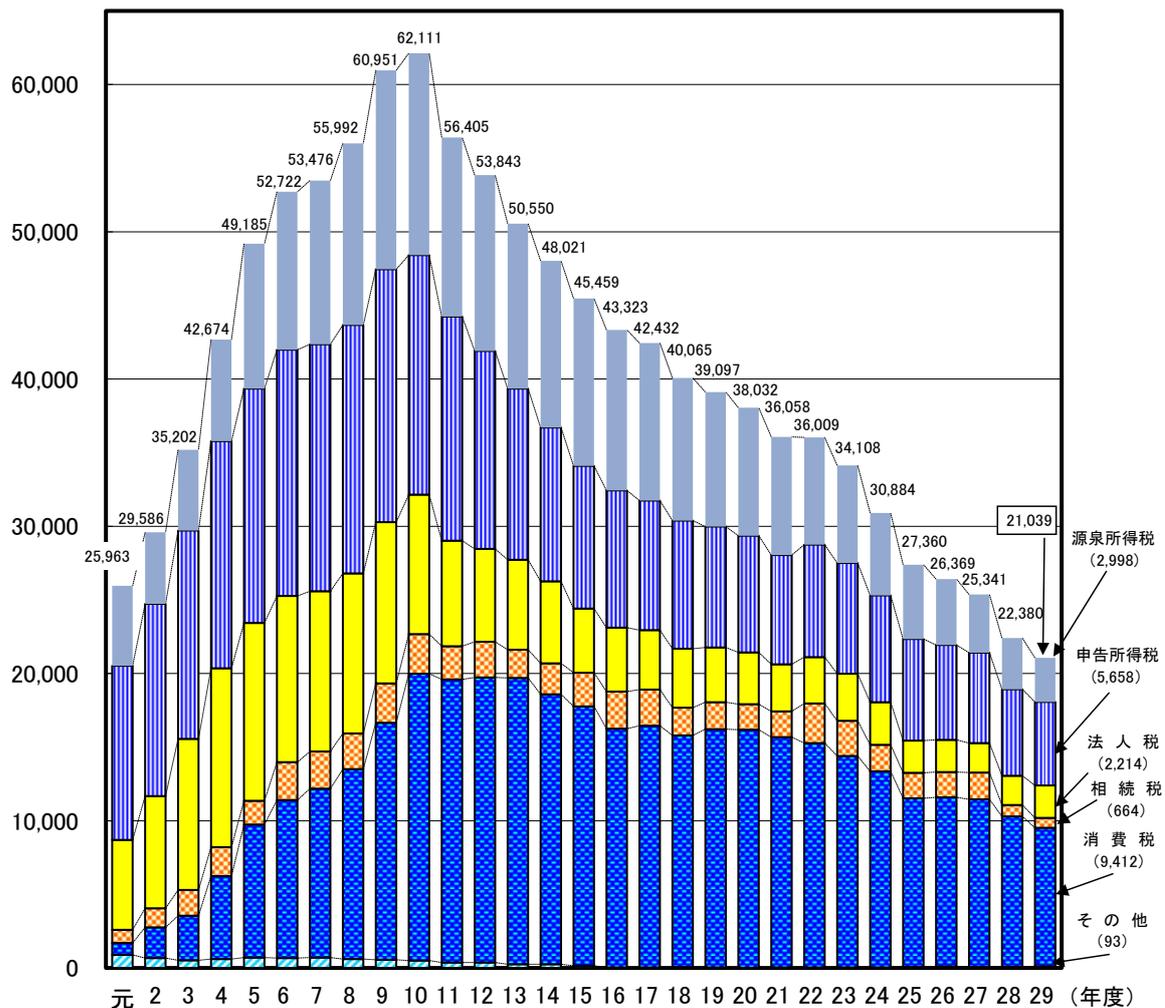
（平成 28 年度（223 億 80 百万円）より 13 億 41 百万円（6.0%）減少）

【ポイント】

- 滞納整理中のものの額は、平成 11 年度以降、19 年連続で減少し、ピーク時（平成 10 年度、621 億 11 百万円）の 33.9%になりました。

○ 滞納整理中のものの額の推移

（百万円）



（注）地方消費税を除いています。

新規発生滞納額

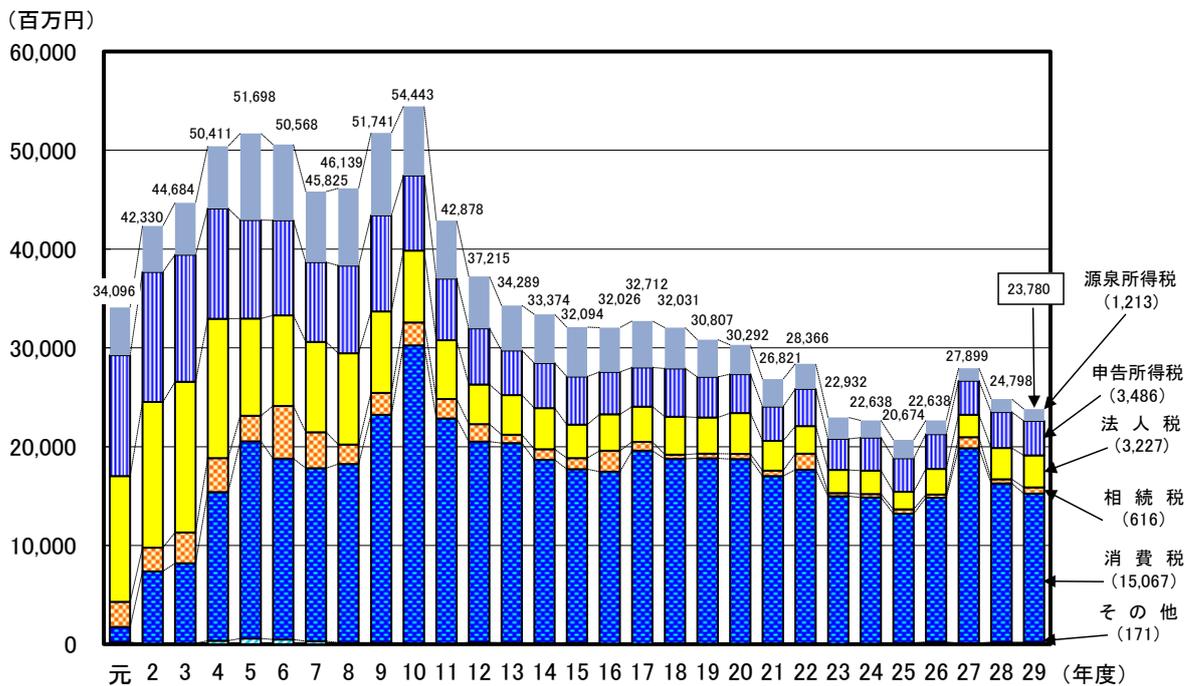
期限内収納を確保するため、期限内納付に関する広報や納期限前後の納付指導の実施など、滞納の未然防止に努めた結果、平成 29 年度における新規発生滞納額は、237 億 80 百万円となりました。

(平成 28 年度 (247 億 98 百万円) より 10 億 18 百万円 (4.1%) 減少)

【ポイント】

- 新規発生滞納額は、過去最も多かった平成 10 年度 (544 億 43 百万円) の 43.7% と、引き続き低水準となっています。

○ 新規発生滞納額の推移



(注) 地方消費税を除いています。

滞納発生割合

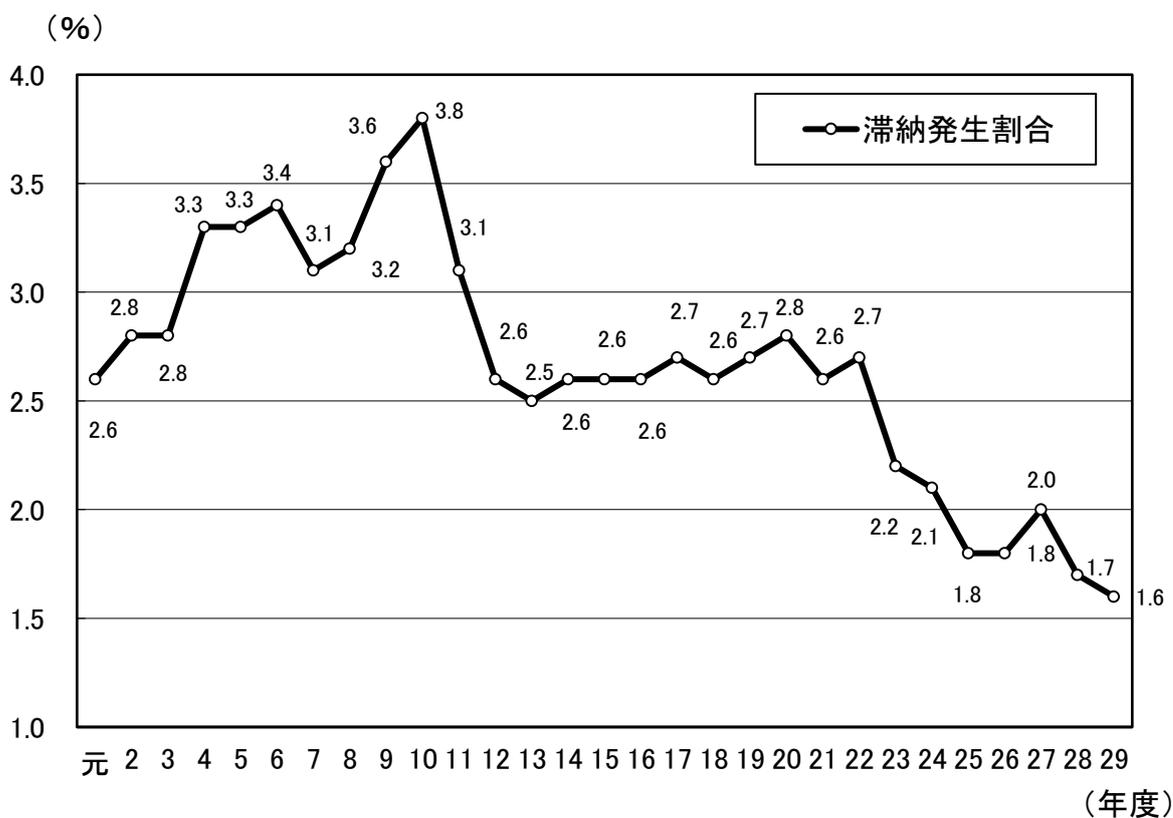
滞納発生割合（新規発生滞納額（237億80百万円）／徴収決定済額（1兆4,561億27百万円））は、1.6%となりました。

（注）徴収決定済額とは、申告などにより課税されたものの額をいいます。

【ポイント】

- 滞納発生割合は、平成12年度以降18年連続で3%を下回り、札幌国税局発足以来、最も低い割合となっています。

○ 滞納発生割合の推移



（注）地方消費税を除いています。

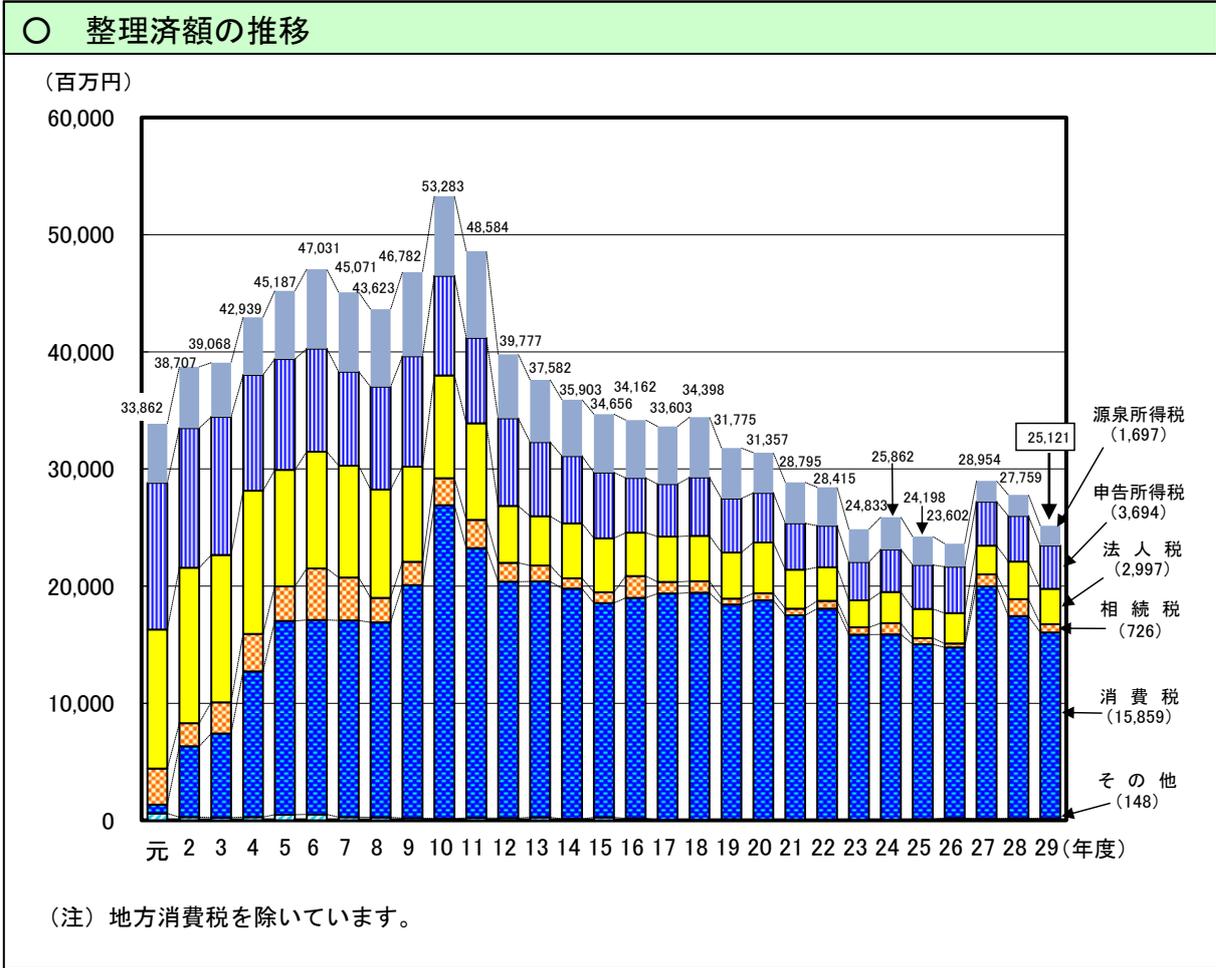
整理済額

滞納については、集中電話催告センター一室において、新規発生滞納事案を幅広く所掌して、早期かつ集中的に電話催告等を行い、効果的・効率的な滞納整理を行うほか、国税局や税務署の徴収担当部署においては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、大口・悪質事案や処理困難事案に対して厳正・的確な滞納整理を実施するとともに、消費税滞納を含む滞納事案を確実に処理することに重点を置いて、滞納の整理促進に努めました。

この結果、平成 29 年度の整理済額は、251 億 21 百万円となりました。
 (平成 28 年度 (277 億 59 百万円) より 26 億 38 百万円 (9.5%) 減少)

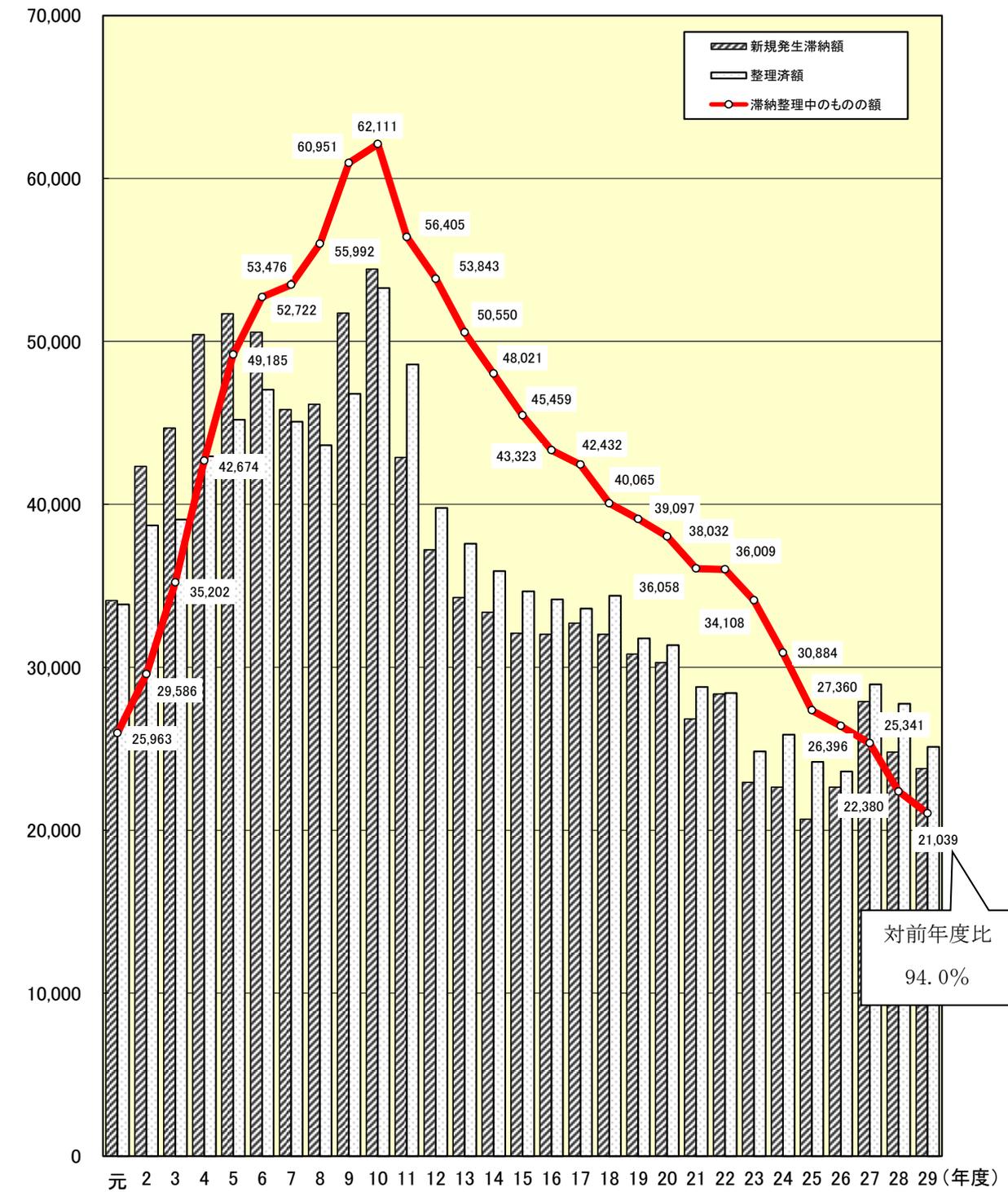
【ポイント】

○ 整理済額 (251 億 21 百万円) は、新規発生滞納額 (237 億 80 百万円) を 13 億 41 百万円上回りました。



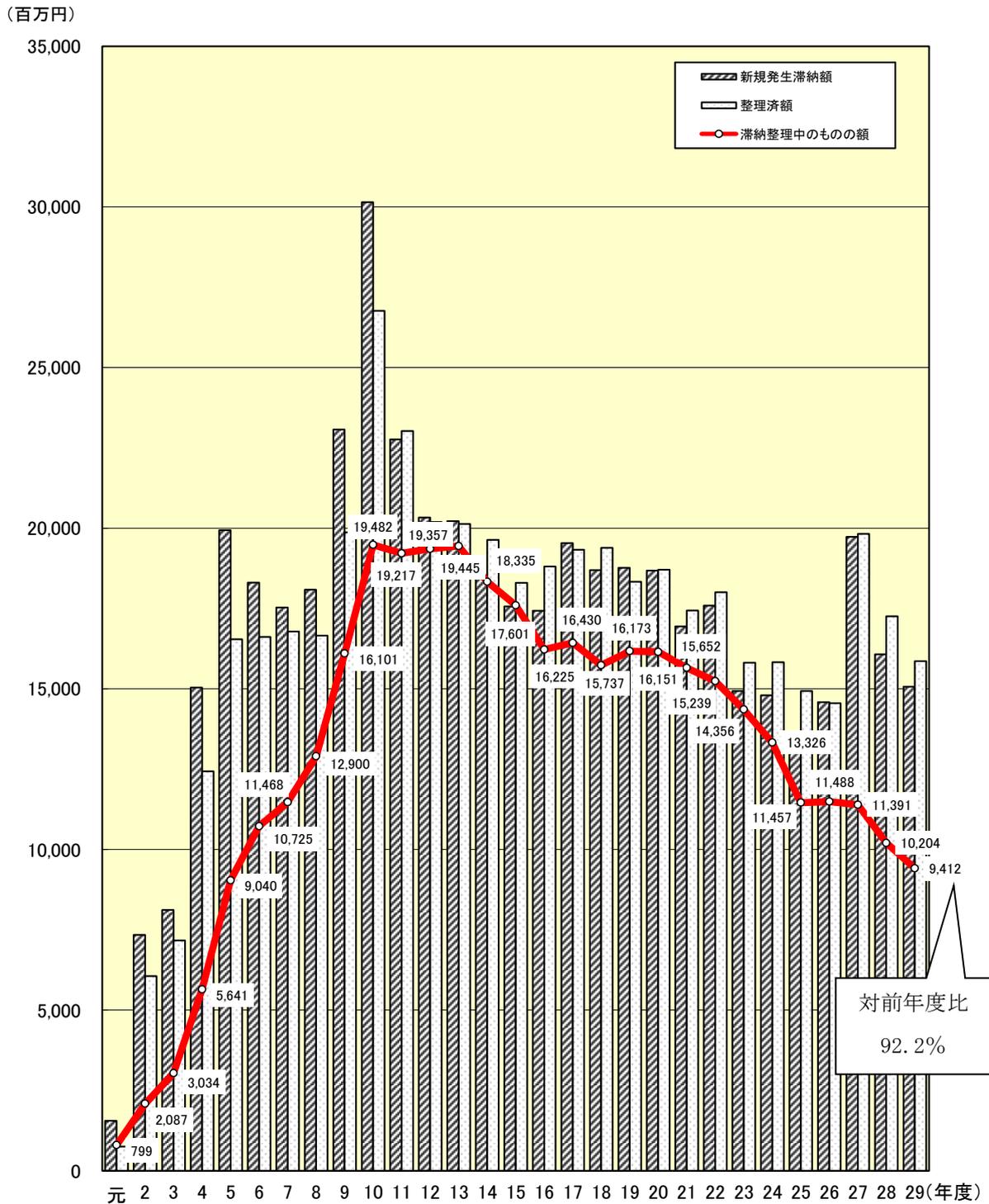
滞納整理中のものの額の推移 (全税目)

(百万円)



(注) 地方消費税を除いています。

滞納整理中のものの額の推移（消費税）



(注) 地方消費税を除いています。

主要税目別の租税滞納状況

(単位:百万円)

区分 税目		A 前年度末	B	C	D(A+B-C)当年度末	
		滞納整理中のものの額	新規発生滞納額	整理済額	滞納整理中のものの額	
全税目 合計	27	外 2,933 (96.5%) 26,396	外 5,307 (123.2%) 27,899	外 5,291 (122.7%) 28,954	外 2,949 (96.0%) 25,341	
	28	外 2,949 (96.0%) 25,341	外 4,327 (88.9%) 24,798	外 4,618 (95.9%) 27,759	外 2,658 (88.3%) 22,380	
	29	外 2,657 (88.3%) 22,380	外 4,060 (95.9%) 23,780	外 4,250 (90.5%) 25,121	外 2,467 (94.0%) 21,039	
主 要 税 目 の 内 訳	所得 税	27	(91.4%) 10,915	(95.7%) 4,692	(93.2%) 5,525	(92.4%) 10,082
		28	(92.4%) 10,082	(105.8%) 4,962	(103.1%) 5,696	(92.7%) 9,348
		29	(92.7%) 9,348	(94.7%) 4,699	(94.6%) 5,391	(92.6%) 8,656
	源泉 所得 税	27	(88.6%) 4,472	(89.9%) 1,260	(90.1%) 1,780	(88.4%) 3,952
		28	(88.4%) 3,952	(105.2%) 1,326	(100.9%) 1,796	(88.1%) 3,482
		29	(88.1%) 3,482	(91.5%) 1,213	(94.5%) 1,697	(86.1%) 2,998
	申告 所得 税	27	(93.4%) 6,443	(98.0%) 3,432	(94.7%) 3,745	(95.1%) 6,130
		28	(95.1%) 6,130	(105.9%) 3,636	(104.1%) 3,900	(95.7%) 5,866
		29	(95.7%) 5,866	(95.9%) 3,486	(94.7%) 3,694	(96.5%) 5,658
	法 人 税	27	(100.8%) 2,195	(86.9%) 2,265	(94.5%) 2,447	(91.7%) 2,013
		28	(91.7%) 2,013	(140.1%) 3,174	(130.9%) 3,203	(98.6%) 1,984
		29	(98.6%) 1,984	(101.7%) 3,227	(93.6%) 2,997	(111.6%) 2,214
相 続 税	27	(98.7%) 1,714	(345.5%) 1,123	(297.1%) 1,034	(105.2%) 1,803	
	28	(105.2%) 1,803	(37.1%) 417	(139.8%) 1,446	(42.9%) 774	
	29	(42.9%) 774	(147.7%) 616	(50.2%) 726	(85.8%) 664	
消 費 税	27	外 2,933 (100.3%) 11,488	外 5,307 (135.3%) 19,728	外 5,291 (136.2%) 19,825	外 2,949 (99.2%) 11,391	
	28	外 2,949 (99.2%) 11,391	外 4,327 (81.5%) 16,073	外 4,618 (87.1%) 17,260	外 2,658 (89.6%) 10,204	
	29	外 2,657 (89.6%) 10,204	外 4,060 (93.7%) 15,067	外 4,250 (91.9%) 15,859	外 2,467 (92.2%) 9,412	
そ の 他 税 目	27	(186.7%) 84	(41.6%) 91	(68.3%) 123	(61.9%) 52	
	28	(61.9%) 52	(189.0%) 172	(125.2%) 154	(134.6%) 70	
	29	(134.6%) 70	(99.4%) 171	(96.1%) 148	(132.9%) 93	

- (注) 1 括弧内の数値は、対前年度比です。
2 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。
ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「全税目合計」欄及び「消費税」欄の外書として、地方消費税の滞納状況を示しています。
3 各々の計数において、百万円未満を四捨五入したため、合計とは一致しない場合があります。